ご加入事業所の皆様

小田原箱根商工会議所

「生命共済制度」独自給付制度改定のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所の共済制度につきまして格別のご理解とご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、商工会議所で実施しております掲題の共済制度につきまして、令和 2 年 8 月 1 日 の更新時に商工会議所独自給付制度の内容を一部改定(生活習慣病健診割引の廃止)することになりました。

今回の改定は、昨今の独自給付の利用状況や全国における事例、および、神奈川県内の商工会議所の実施状況を踏まえ、ご加入の皆様により満足いただく観点から、独自給付の内容を令和2年8月1日より改定することとし、見舞金支給規程 第7条の手続きを経て決定いたしました。

ご加入事業所の皆様におかれましては、このたびの改定の趣旨をご理解いただき、何卒、 今後とも従前に変わらぬご愛顧を賜わりますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- ◆ 変更後の内容 別紙:生命共済制度「見舞金支給規程」に記載

以上